

令和5年 第14回

## 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和5年7月25日（火）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	庭 野 正 和
委員	井 戸 道 代

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長	佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	教育研究所長	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時30分</p> <p>ただいまから、令和5年第14回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>署名委員を決定します。天野委員と庭野委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 第30号議案「江戸川区文化財の登録及び指定について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
飯田教育推進 課 長	<p>それでは、ご案内させていただきます。</p> <p>お手元に江戸川区登録・指定文化財候補案件の諮問についてという資料をお配りさせていただきました。</p> <p>文化財保護審議会につきましては、教育委員会からの諮問に基づきまして、文化財に関する調査・研究等を行い、答申を行う附属機関でございます。</p> <p>今回は、記書きにございます案件について文化財保護審議会に諮問をしてよろしいかということの議案でございます。</p> <p>記書きの1番 にございますように、今回の文化財候補案件は上小岩遺跡Ⅰ掲載遺物一式でございます。上小岩遺跡Ⅰというのはこちら、冊子にもまとめられている一式の遺物でございます。資料にはございませんが、上小岩遺跡につきまして口頭で少し補わせていただきますが、北小岩六丁目、七丁目にある遺跡でございます。古くは弥生時代から、最近で言いますと近世までの複合遺跡となっております。</p> <p>そもそも昭和20年代に小岩第三中学校の教員が発見したところから調査が始まりまして、昭和50年代には水道工事の一環になって調査を行い、平成20年代中盤以降は、個人住宅の建築に伴いまして各調査を行ってきました。現在で申し上げますと、個人住宅のほか、上小岩小学校の改築に伴いまして、大規模な発掘調査も実施しているところでございます。こういった</p>

近年の大規模な発掘調査の状況を踏まえまして、文化財保護審議会の委員の先生方から、この上小岩遺跡も指定・登録の候補として調査をするということについてご助言をいただきました。

そこで挙げさせていただいたのが今回のものでございまして、今回の317点につきましては、既に調査を一旦行って、書類としてまとめられてございますし、点数としても317点ということで比較的審議しやすいものでございますので、まずここから調査を行って、今後、随時拡大をしていこうと、そういったところで文化財保護審議会の委員からご助言をいただいて今回提案したところでございます。

資料の1の をご覧ください。

諮問対象の資料は、昭和50年代から平成元年にかけて実施された下水道整備に伴う発掘調査で出土した弥生時代後期から近世までの出土遺物317点でございます。出土遺物は後代の土地利用等により破壊され、細かいかけらになっているものが多くありますが、今回、この遺構内からは比較的原型に近いものも出土しているところであります。

弥生時代後期から古墳時代前期にかけての出土遺物としてはS字状口縁甕、これは裏面の写真 でございますが、こういった甕も発見されているところでございますが、こちらは東海地方の様式に非常に近いものだそうでございます。ただ、東海地方で作られたものなのか、東海地方の様式を真似して上小岩の地域で作られたものかは今後の調査になるということでございます。そのほかにも畿内系の技法による小型の甕や北陸地方特有の形態を有する器台等が確認されているところであります。また、上小岩遺跡においては中世の遺構、遺物が昭和50年代末の発掘調査において発見されてございます。その代表的な遺物としては、板碑、裏面の写真 でございます。板碑は形成された時期不明の井戸跡から発見されたものでございますが、ほぼ原型をとどめており、15世紀の「康正」年間の紀年銘が刻まれているところであります。北小岩地域は、12世紀から16世紀まで、文献資料に集落の存在を示す記載がみられることで知られてございまして、東京低地東部の中世を考える上で重要な資料と思われれます。

そこで、 の諮問理由でございますが、今回、登録・指定対象とする出土遺物からは、遺跡に居住した人々の出自、交流の多様性、土地利用の方法を窺い知ることができます。また、上小岩遺跡が弥生時代後期から長い期間を経て形成された複合遺跡であることを明らかにしたものであり、区の歴史上、学術上、重要な資料と思われるものでございます。

今回、議決をいただきましたならば、8月に開催予定の文化財保護審議会

	<p>で、こちらを諮問案件として文化財保護審議会に諮問し、その後、委員の皆様 様の調査・研究の上で答申をいただくという、こういった流れになるもので ございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関しまして、何か質問、意見などはございますか。</p>
庭 野 委 員	<p>お聞きしたいことがあります。先ほど、課長が示した上小岩遺跡Ⅰという 冊子がございますね。それには平成元年までに発見されたものが載っている ということで、それ以降、載っているものについて文化財にしようというお 話はなかったのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>こちらがまとめられたのが1988年でございますが、そもそもこの上小 岩遺跡は、昭和20年代、30年代から様々調査されてまいりましたが、こ れまでの期間におきましては、指定または登録の案件にしようというお話 は、文化財保護審議会の中で出ていなかったということでございます。</p> <p>そういった中で、こういった資料自体は、研究自体はもう行われていたん ですけれども、登録・指定にはまだ至らないというふうな判断をされてあり ましたが、その後、最近でいいますと令和になってからも様々な出土品、今 回は317点ですけれども、上小岩小学校の発掘調査ではもう5万点出てき ています。5万点はすぐに調査・研究は難しいので、まずは過去にある程度 まとめられたものから指定を始めていこうというところで、今回お示しさせ ていただきました。</p>
庭 野 委 員	<p>ありがとうございます。私は、今お話しいただいたように、今回、上小岩 小学校が改築されるので、そのときに出てきたものについて文化財の改めて 候補になるのかなと思ったんですけれども、全くこれまでそういった指定が されてなかったということに逆にびっくりというか、今さらながらでも、こ れから上小岩遺跡がしっかりと江戸川区の文化財として残されるというこ とが決まれば、大変すばらしいというか、江戸川区にとってよい財産である なというふうに思います。ぜひお願いしたいと思います。</p>
教 育 長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p>
平 井 委 員	<p>教えていただきたいんですけれども、317点中、細片が大半ということ で、この裏面に出ているこの 、写真2点ですか、これはこのままの形で出</p>

教育推進課長	<p>てきたということですか。もしくはまた、細片を復元する作業は江戸川区でやっているということでしょうか。</p> <p>裏面の写真ですが、上段にあります甕、こちらは割れたものを繋ぎ合わせています。この写真では分かりにくいですが、白い部分が埋め合わせている部分になりまして、組み立てたものになります。下段の板碑につきましては、ほぼ原形、このままの状態が発掘されたものでございます。</p>
教 育 長	<p>ほかいかがでしょうか。</p> <p>遺跡は遺跡で、文化財として貴重なものですが、これによって学校改築が遅れてしまって、子どもたちがちょっと気の毒な面もあります。</p> <p>ほかになれば、第30号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、第31号議案「令和6年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
佐藤教育指導課長	<p>お手元に資料が2点ございます。1点は、要綱・要領・細目で、左上でステープラーどめされているもの。それ以外に、令和6年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてという資料で、左側でステープラーどめされたものがございます。お手元にご用意いただきましてご説明させていただきます。</p> <p>令和6年度の小・中学校特別支援学級、これは知的の障害学級、いわゆる固定学級における教科用図書の採択についてご審議をお願い申し上げます。</p> <p>小・中学校ともに、知的障害特別支援学級においては、原則、通常の学級と同様に、文部科学省の検定に合格した当該学年教科書を使用することとしております。</p> <p>しかし、児童・生徒の障害の種類、あるいは程度、さらには能力や特性に応じて、実際の学年よりも下の学年の教科書を使用する場合がございます。また、文部科学省が特別支援学校用に作成した図書、いわゆる星本と言われているものですが、それや一般に販売されている一般図書を使用する</p>

	<p>場合は、校長の申請に基づき、教育委員会が決定できることになってございます。</p> <p>お手元の資料、令和6年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてをご覧ください。こちらの資料は、知的障害特別支援学級が設置されている学校長から申請された内容でございます。今回は、全ての学校が通常の学級と同じ教科書を使う検定本のみを区分、申請をしてきてございます。小学校の欄をご覧くださいますと、小学校で設置している特別支援学級について、区分が検定となっております。そして、発行者名については空欄のままでございます。これは小学校の教科書については、これから採択をするということでございますので、この発行者名につきましては、現在、空欄というところになってございます。したがって、小学校教科書が採択された後に、そこに自動的に同等の発行者名が記されることとなります。中学校の欄をご覧くださいますと、中学校に関しましては、現行使用教科書の発行者名が記されてございます。</p> <p>以上、各学校からの申請のとおりでよいか、ご審議をお願い申し上げます。</p>
教 育 長	この件に関しまして、何か質問・意見などはございますか。
庭 野 委 員	特別支援学級の教科書の採択ということですがけれども、今のお話で確認ですけれども、通常学級の採択されたものが自動的に特別支援学級の教科書になるというふうに校長先生方がみんな申請してきているということですね。分かりました。となると、調査・研究委員会とか、何と言いましたか、検討委員会ですか、これもこれまでされたもので、それをそのまま使うということになるのでしょうか。それとも、全く新しく作られるのでしょうか。
教育指導課長	調査・研究委員会ですか。
庭 野 委 員	ここに書いてある、採択に関する検討委員会。
教育指導課長	こちらは今行っております教科書採択の検討委員会についての細目でございますので、そこで決定されたものが特別支援学級で使えますということでもあります。
庭 野 委 員	では、同じということですか。

教育指導課長	そうですね、同じものが使われるということです。
庭野委員	分かりました。
教育長	校長からそういった承認願いがあったということでございますけれども、了承してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	<p>それでは、了承するというので、ほかになければ、第31号議案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育委員会後援名義の使用承認について事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会後援名義等使用申請一覧、A4横版の資料をご覧ください。今回、1件のご報告でございます。37回目、教育委員会及び区の後援名義の申請がございます。</p> <p>行事名は、第40回江戸川伝統工芸展でございます。申請者は、江戸川区伝統工芸会会長。今回、第40回の開催ということでございますが、令和2年度から令和4年度までは、コロナのために中止となっているものでございます。令和元年度以来の開催となります。事業の目的・概要にございますように、伝統工芸の保護育成と、伝統工芸作品を広く区民の方に理解し親しんでいただくための作品発表展示会でございます。実施日時は、令和5年9月7日(木)～12日(火)まで。実施会場がタワーホール船堀展示ホール1。事業の対象と範囲は、一般区民であります。経費の徴収といたしましては、出展料という名目で会員からは4,000円、公募の方からは5,000円の出展料の徴収がございます。観覧は無料です。賞状・副賞等ということで、教育委員会賞が今回ございます。その他、区長賞ほか各種の賞がございます。</p> <p>参考に企画書並びに予算書、今回のチラシの案をつけさせていただいております。企画書をご覧くださいますと、事業計画・内容というところに記載がございますように、審査につきましては江戸川区より3名の審査員に依頼し公平を保つということでございます。3名につきましては、3名中2名が文化財保護審議会の委員の先生、もう一名の方が浅草寺の教化部に勤めている学芸員の方をお願いをするというふうに伺っております。</p>

教 育 長	ただいまの件に関しまして、何か質問があればお願いいたします。
天 野 委 員	この伝統工芸展は、昔ながらの江戸川区に根付いたイベントということで、若い方と歳を重ねた方のコミュニティの場にもなると思っておりますが、今回、実演とかがあるのか教えてください。
教育推進課長	こちらにつきましては、実演は予定してございません。基本的には、出展された作品を審査いただいて、賞をとったものには札がつきますけれども、それを見ていただく。併せて、そのほか会員の方々の作品を会場の一部で展示いただくというところはあるのですが、あくまでも展覧会でございます、工芸展ということで、出品された作品の審査会でもありますので、いわゆる実演販売みたいな形のものとは違う形になってございます。
天 野 委 員	例えば、風鈴とか組子とか、結構私も伝統工芸の方々の作品を見る機会があるのですが、販売とかしまして、こんなふうにするんだよなんて実演するようなこと、今後、もしそういったスライドとかあれば、子どもたちの興味をかなり引くことができると思っております。そういった方向性も応援したいと思います。
平 井 委 員	江戸川区伝統工芸会の会員による展覧会ということでございますけれども、これ、会員さんの年齢層、どれぐらいの方が何名ぐらいいらっしゃるのか。比較的年齢層は高いのかなという印象ですけれども、若い方がこういう工芸に興味を持って工芸会に入られているということがあるのか、ないのかも分かりましたら教えていただければと思います。
教育推進課長	会員は15名、名簿にはございます。年齢層高めの職人さんが多いですが、一部の工房といたしますが、職人さんにつきましては、いわゆる新しい世代の職人の方もいらっしゃるということでございます。
平 井 委 員	若い方にもこういう工芸展、工芸に興味を持っていただきたいですね。
教 育 長	江戸風鈴の篠原さんとか、産業経済部でそういったPR動画などもつくっていますよね。何かそういう子どもたちにも江戸川区の伝統工芸の良さなど伝えていければよいですね。ほか、いかがでしょうか。

庭 野 委 員	<p>今の会員数が15ということですから、この予算書を拝見してましたら、会員が4,000円×30とあるので、30人いるのかなと思いましたが、15人なのですね。やはり公募が4人を予定しているということで、なかなか伝統工芸に携わる方が少ないというか、親方について弟子になってやるというのが本当に難しい時代なのかなというふうに感じました。でありますから、なおさらこういった工芸展は価値あるものというふうに思います。</p> <p>先ほど、天野委員がおっしゃっていた、実演ですけれども、こちらのパンフレットというか、チラシを見させていただくと、表具だけがあるんでしょうか。それとも、陶芸から全部を含めて、会期中ワークショップ開催というふうになって、どこを指しているのか分からないんですけれども、先ほどの説明ですと、全くそういった実演はないということですから、このチラシにはワークショップがあるというふうに書いてあるんですが。</p>
教育推進課長	<p>企画書には確かにワークショップの記載なかったんですけれども、チラシのほうにはございますので、こちらの記載からしますと、表具の部分でワークショップ開催というふうに読み取れますので、そちらが開催されるものと思われまして、企画書の中にはございませんでしたので、先ほどご案内が漏れてしまって申し訳ありませんでした。</p>
庭 野 委 員	<p>すみません、企画書の一番下に「会期中に随時実演及びワークショップ開催」と書いてあったので。すみません、これがあったのでちょっとお聞きしました。</p>
教育推進課長	<p>大変申し訳ありませんでした。</p>
教 育 長	<p>全体のワークショップ開催ですかね。</p>
庭 野 委 員	<p>ぱっと見たとき、表具だろうなと思ったんですけれども、全部を指すのかなと。</p>
天 野 委 員	<p>こういった実演が入っているということがあって、かえって嬉しいです。よかったです。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p>

ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。  
以上をもちまして、令和5年第14回教育委員会定例会を終了します。

閉会時刻 午後1時53分